

海外子会社への融資に係る独立企業間利子率算定方法の改正案

国税庁は3月14日、「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集を開始した。主な改正案は、金融取引及び費用負担契約に関する移転価格税制上の取扱いであった。特に金融取引に対する独立企業間価格の算定方法及びそれに係る留意事項については大幅な改正案になっていることから、本ニュースレターでは金融取引に係る移転価格の改正案について説明する。

1. グループ間金融取引における独立企業間利子率の算定方法

グループ会社間で貸付・借入をする場合、現在の移転価格事務運営要領では3つの方法が優先順位をつけて規定されている。しかし、今回のグループ会社間の金融取引における独立企業間利子率算定方法の改正案は借手側の諸条件を基にした利子率の算定方法のみになっている。移転価格事務運営要領3-8を新旧対照表にまとめると以下になる。

| 改正前 | 改正案 |
|--|---|
| 1) 借手 が非関連者である銀行等から対象となる 国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等 が同様の状況下で借入した場合の利率 | 対象となる国外関連取引と通貨、時期、期間、 借手 の信用力（※）等の要素が同様の状況下 にあるものにより比較対象取引を想定することがで きる場合には、その 市場利率 |
| 2) 貸手 が非関連者である銀行等から対象となる 国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等 が同様の状況下で借入した場合の利率 | 削除 |
| 3) 資金を対象となる国外関連取引と通貨、貸 借時期、貸借期間等が同様の状況下で 国債等 により運用した場合に得られるであろう利率 | 削除 |

※) 信用力の比較可能性を検討する場合には、信用状態の評価の結果を表す指標（信用格付等）を用いることができるとしている。

2. 具体的な利子率の算定方法

移転価格事務運営要領 3-8 の改正案は金融取引の独立企業間利子率の算定方法の規定が記載されているが、移転価格事務運営要領改正案と同時に「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集の改訂案」も紹介されている。その計算上のポイントは以下である。

- ① **公開データベース**により、国外関連取引と同時期に海外に所在する子会社の信用格付が、対象金融取引と同様の条件で借り入れる場合の利子率情報が複数得られた場合には**その平均の利子率**で決定することができる。
- ② 信用力は原則として借手の信用格付等を用いることになるが、国外関連取引における借手が、企業グループの主力事業と顧客基盤が密接に関わっており、企業グループにおける重要度において当該借手と貸手の信用力が大きく異ならないと認められるような場合には、**当該貸手の信用格付等を用いて**独立企業間利子率を算定することができる（付随的便益の利用）。
- ③ **取引銀行からの照会情報**で、対象国外関連取引と同様の条件で借手が当該取引銀行から借り入れた場合に付されるであろう利率及びスプレッド（得べき利益に相当する利率）に関する情報が得られた場合でも、現実の取引に依拠した客観的な指標ではない当該利子率及びスプレッドを独立企業間利子率とする方法は**適切でない**。

3. 具体的な債務保証費率の算定方法

移転価格事務運営要領 3-8 の改正案にはグループ会社間で債務保証をした場合、債務保証費率の算定方法も記載されている。実務的に利用されるであろう案として以下の方法が最初に挙げられている。

- ① 債務保証の対象である債務者が、当該**債務保証が行われていない**とした場合と**債務保証が行われた**場合のそれぞれにおいて債務に対して支払いに係る**利率の差**。

最後に、今回の金融取引における独立企業間利子率の算定方法の改正案はより具体的にグループ間取引の利子率算定方法が明記された一方、税法の簡素性の観点からマイナスになっていると言わざるを得ない。現行の国債の利子率情報は、インターネットから比較的得やすい情報だが、信用格付の情報及びそれに基づいた同条件の利子率情報は容易には入手できない。移転価格税制は大企業・中小企業の区別なく、国を跨いでグループ会社間で融資取引があれば適用される。比較的財務人員の少ない小規模企業からすると、自らが独立企業間利子率を算定するには困難を伴うことが想定される。このことから、国債の利子率を利用した現行の利子率算定方法の方がより簡易で安定性があると思われる。

以上

（問い合わせ先）

渡辺 清弥 国際事業部 パートナー、 e-mail : k.watanabe@agsc.co.jp

Big4 の大手会計事務所にて東京を始め、ニューヨーク、ワシントン D C にて 25 年以上に渡り移転価格に関するプロジェクト、その他法人税申告等の税務業務を経験し、ミネソタ大学において税法の修士号 (Master of Taxation) を取得するなど、幅広い税務経験を有する移転価格専門家。